

総務委員会議案説明資料

令和8年2月25日

件名	頁
1 第34号議案 選挙長等の報酬及び費用弁償に関する 条例の一部を改正する条例・・・・・・・・・・・・・・・・	2

(選挙管理委員会事務局)

第 3 4 号議案説明資料

令和 8 年 2 月 2 5 日

件 名	選挙長等の報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例												
所管部課名	選挙管理委員会事務局												
内 容	<p>改正旅費法が令和 7 年 4 月 1 日に施行されたことにより「足立区職員の旅費に関する条例」が改正されたことや、国の法改正趣旨を踏まえ、本条例も併せて改正する。</p> <p>1 改正内容</p> <table border="1" data-bbox="395 779 1385 1232"> <thead> <tr> <th data-bbox="395 779 890 824">改正前</th> <th data-bbox="890 779 1385 824">改正後</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td data-bbox="395 824 890 1232"> <p>(費用弁償)</p> <p>第 3 条 選挙長等が職務のために出張するときは、費用弁償として旅費を支給する。</p> <p>2 前項の旅費は、鉄道賃、船賃、<u>車賃、旅行雑費及び宿泊料の 5 種</u>とし、その額は副区長相当額とする。</p> </td> <td data-bbox="890 824 1385 1232"> <p>(費用弁償)</p> <p>第 3 条 選挙長等が職務のために出張するときは、費用弁償として旅費を支給する。</p> <p>2 前項の旅費は、鉄道賃、船賃、<u>航空賃、その他の交通費、宿泊費、包括宿泊費、宿泊手当及び旅行雑費の 8 種</u>とし、その額は副区長相当額とする。</p> </td> </tr> </tbody> </table> <p>(削除) 車賃、宿泊料 (追加) 航空賃、その他の交通費、宿泊費、包括宿泊費、宿泊手当</p> <p>(参考)</p> <table border="1" data-bbox="379 1400 1404 1702"> <tbody> <tr> <td data-bbox="379 1400 630 1473">その他交通費</td> <td data-bbox="630 1400 1404 1473">鉄道、船舶及び航空機以外での移動 (バス、タクシー等)</td> </tr> <tr> <td data-bbox="379 1473 630 1556">宿 泊 費</td> <td data-bbox="630 1473 1404 1556">宿泊先の都道府県に応じて上限付き実費支給</td> </tr> <tr> <td data-bbox="379 1556 630 1630">包 括 宿 泊 費</td> <td data-bbox="630 1556 1404 1630">交通費と宿泊費が一体となったパック旅行</td> </tr> <tr> <td data-bbox="379 1630 630 1702">宿 泊 手 当</td> <td data-bbox="630 1630 1404 1702">宿泊を伴う旅行に必要な諸雑費</td> </tr> </tbody> </table>	改正前	改正後	<p>(費用弁償)</p> <p>第 3 条 選挙長等が職務のために出張するときは、費用弁償として旅費を支給する。</p> <p>2 前項の旅費は、鉄道賃、船賃、<u>車賃、旅行雑費及び宿泊料の 5 種</u>とし、その額は副区長相当額とする。</p>	<p>(費用弁償)</p> <p>第 3 条 選挙長等が職務のために出張するときは、費用弁償として旅費を支給する。</p> <p>2 前項の旅費は、鉄道賃、船賃、<u>航空賃、その他の交通費、宿泊費、包括宿泊費、宿泊手当及び旅行雑費の 8 種</u>とし、その額は副区長相当額とする。</p>	その他交通費	鉄道、船舶及び航空機以外での移動 (バス、タクシー等)	宿 泊 費	宿泊先の都道府県に応じて上限付き実費支給	包 括 宿 泊 費	交通費と宿泊費が一体となったパック旅行	宿 泊 手 当	宿泊を伴う旅行に必要な諸雑費
改正前	改正後												
<p>(費用弁償)</p> <p>第 3 条 選挙長等が職務のために出張するときは、費用弁償として旅費を支給する。</p> <p>2 前項の旅費は、鉄道賃、船賃、<u>車賃、旅行雑費及び宿泊料の 5 種</u>とし、その額は副区長相当額とする。</p>	<p>(費用弁償)</p> <p>第 3 条 選挙長等が職務のために出張するときは、費用弁償として旅費を支給する。</p> <p>2 前項の旅費は、鉄道賃、船賃、<u>航空賃、その他の交通費、宿泊費、包括宿泊費、宿泊手当及び旅行雑費の 8 種</u>とし、その額は副区長相当額とする。</p>												
その他交通費	鉄道、船舶及び航空機以外での移動 (バス、タクシー等)												
宿 泊 費	宿泊先の都道府県に応じて上限付き実費支給												
包 括 宿 泊 費	交通費と宿泊費が一体となったパック旅行												
宿 泊 手 当	宿泊を伴う旅行に必要な諸雑費												

(1) 主な改正内容（詳細は別紙1のとおり）

旅費の額は副区長相当額とされており、「足立区長等の給料等に関する条例」の改正に伴い、規定を整備する。

ア 宿泊料の見直し

		現行	改正後（案）
改正内容	名称	宿泊料	宿泊費（名称変更）
	内容	上限付き実費支給 〔内国旅行の上限額〕 （※1）	上限付き実費支給 〔内国旅行の最高上限額〕 （※2）
	選挙長等	13,300円	27,000円

※1 全国一律の上限額

※2 宿泊する都道府県ごとに上限額の設定が異なる

《例》東京都他2府県27,000円、福島県他2県11,000円

《改正の考え方》

旅費の根拠となる副区長相当額は、「国家公務員の旅費支給規程」中の「指定職職員等」と同基準にしている。

イ 宿泊手当の新設

		現行	改正後（案）
改正内容	名称	—	宿泊手当（新設）
	内容	—	宿泊を伴う旅行に必要な諸雑費に充てる旅費として、定額支給する。
	選挙長等	—	定額 2,400円（※1）

※1 食事付きの宿泊の場合減額支給（1泊2食付きは1/3の額、1泊1食付きは2/3の額）

(2) 施行年月日

令和8年4月1日

3 新旧対照表

別紙2のとおり

費用弁償に関する条例の改正内容

【別紙1】

		現行	改正後（案）
宿泊費等	名称	宿泊料	宿泊費（名称変更）
	改正内容	上限付き実費支給とする。 〔内国旅行の上限額〕 13,300円	上限付き実費支給とする。 〔内国旅行の最高上限額〕 27,000円 ※都道府県ごとに上限額を設定
	名称	—	宿泊手当（新規）
	改正内容	—	宿泊を伴う旅行に必要な諸雑費に充てる旅費として、定額支給する。 〔内国旅行〕 定額 2,400円 ※食事付きの宿泊の場合減額支給 1泊2食付き 1/3の額 1泊1食付き 2/3の額
	名称	—	包括宿泊費（新規）
	改正内容	—	交通費と宿泊費が一体となったパック旅行商品代のための旅費種目を新設する。 包括宿泊費の額は、交通費の額と宿泊基準額の合計を上限とする。
交通費	名称	旅行雑費	旅行雑費
	改正内容	国内旅行（近接地内）では、緊急その他やむを得ない事情により通信費を要した場合に定額で支給する。 国内旅行（近接地外）では、定額で支給する。 〔国内旅行〕 定額 100円	宿泊を伴わない国内旅行における緊急かつ臨時の費用として、公務上必要な場合に定額で支給する。 宿泊を伴う国内旅行における旅行雑費にあたる費用は、宿泊手当に含まれるため、支給しない。 〔国内旅行〕 定額 100円
	名称	鉄道賃	鉄道賃
	改正内容	内国旅行の急行料金は、特別急行列車を運行する線路による旅行で片道100キロメートル以上の場合のみ支給する。	内国旅行の急行料金支給の要件を廃止し、公務上必要な場合には実績に応じて支給する。
	名称	—	航空賃
	改正内容	—	◎内国旅行◎ 運賃の等級が区分された航空機により移動するときは、最下級の運賃を支給する。 ◎外国旅行◎ 運賃の等級が区分された航空機により移動するときは、最上級の運賃を支給可能とする。ただし、運賃の等級が三以上に区分された航空機により移動するときは最上級の直近下位の級の運賃を支給可能とする。
交通費	名称	船賃	船賃
	改正内容	◎外国旅行◎ 運賃の等級を2以上の階級に区分する場合は最上級の旅客運賃とし、最上級の旅客運賃を更に2以上に区分する場合は下記のとおり。 ①4以上に区分：最上級の直近下位の級の旅客運賃 ②3に区分：中級の旅客運賃 ③2に区分：下級の旅客運賃	◎外国旅行◎ 運賃の等級が区分された船舶により移動するときは最上級の運賃を支給可能とする。
	名称	—	その他の交通費（新規）
	改正内容	—	鉄道、船舶及び航空機以外での移動（路線バス、タクシー、レンタカー等）について旅費として支給する。

選挙長等の報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例新旧対照表(案)

改正前	改正後
<p>○選挙長等の報酬及び費用弁償に関する条例 昭和34年 3月20日条例第1号</p> <p>第1条から第3条まで省略</p> <p>(費用弁償)</p> <p>第3条 選挙長等が職務のために出張するときは、費用弁償として旅費を支給する。</p> <p>2 前項の旅費は、鉄道賃、船賃、車賃、旅行雑費及び宿泊料の5種とし、その額は副区長相当額とする。</p> <p>第4条 省略</p> <p>付 則 省略</p>	<p>○選挙長等の報酬及び費用弁償に関する条例 昭和34年 3月20日条例第1号</p> <p>第1条から第3条まで省略</p> <p>(費用弁償)</p> <p>第3条 選挙長等が職務のために出張するときは、費用弁償として旅費を支給する。</p> <p>2 前項の旅費は、鉄道賃、船賃、航空賃、その他の交通費、宿泊費、包括宿泊費、宿泊手当及び旅行雑費の8種とし、その額は副区長相当額とする。</p> <p>第4条 省略</p> <p>付 則 現行のとおり</p> <p>付 則 (令和7年○月○日条例第○号)</p> <p>この条例は、令和8年4月1日から施行する。</p>